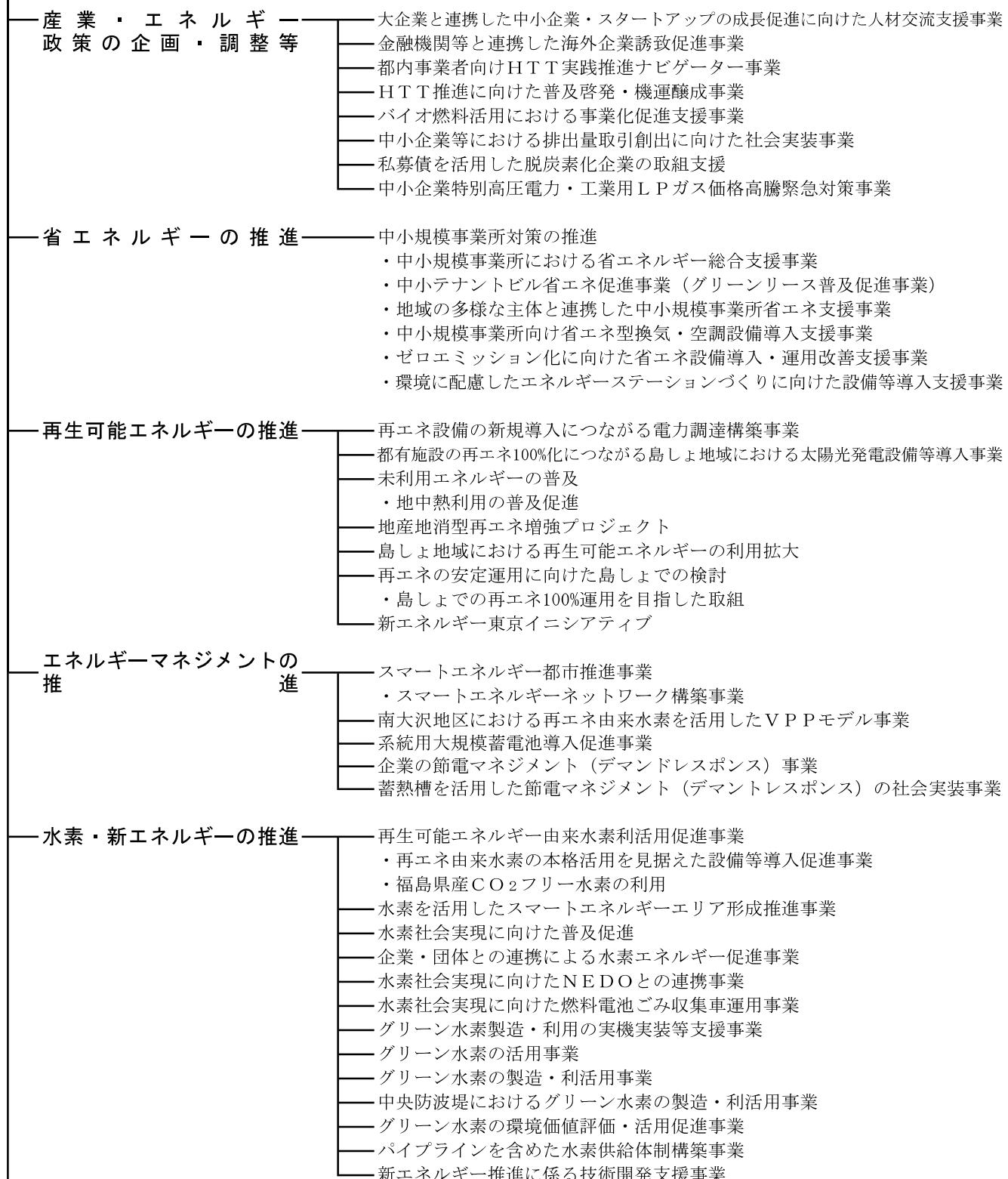


IV 産業・エネルギー対策

○ 施策の体系（令和5年8月1日現在）

産業・エネルギー対策



└ Z E V の 普 及 促 進 ─

- ─ Z E V 等普及促進事業
 - ・ Z E V 普及促進事業
 - ・ 燃料電池バス導入促進事業
 - ・ E V バス・E V トラック導入促進事業
 - ・ Z E V 活用による島しょ地域防災力向上事業
 - ・ カーシェア・レンタカー等Z E V 化促進事業
 - ・ E V バイク等利活用促進事業
 - ・ Z E V トラック早期実装化事業
 - ・ 燃料電池フォークリフト実装支援事業
 - ・ Z E V ごみ収集車実装支援事業
- ─ 充電設備普及促進事業
 - ─ ビル等への充放電設備(V 2 B)導入促進事業
 - ─ 水素ステーション設備等導入促進事業
 - ─ 空白地解消に向けた水素ステーション整備事業
 - ─ ガソリンスタンド等における水素ステーション導入支援事業
 - ・ 中小ガソリンスタンドへの水素ステーション導入に向けた支援事業
- ─ Z E V 普及に向けたキャンペーンの展開

第1 産業・エネルギー政策の企画・調整等

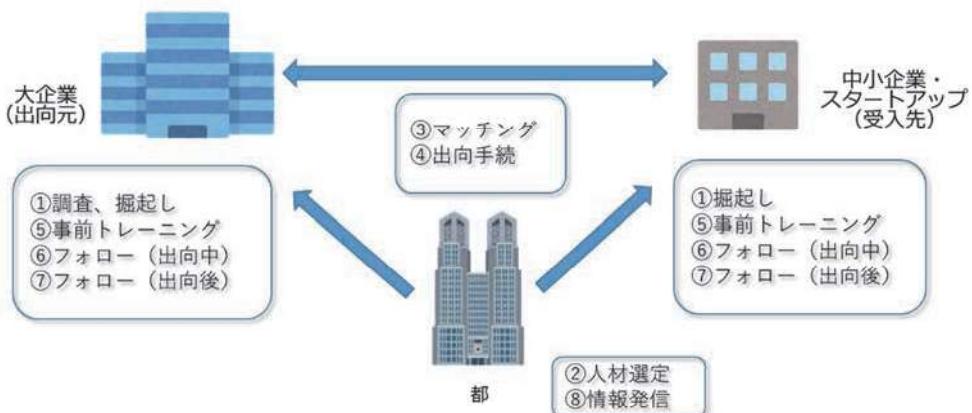
ロシア・ウクライナ情勢を契機とした世界的なエネルギー危機が長期化し、エネルギーの安定供給への不安が顕在化している。一方で、深刻化する気候変動への対策も引き続き喫緊の課題であり、都は、直近の課題である電力需給の問題への対応と、将来のエネルギーの安定確保と脱炭素化を目指し、電力を「⑩減らす、⑪創る、⑫蓄める」H T Tの取組等を実施している。

こうしたエネルギー対策の実効性を高めるためには、都内経済を支える中小事業者のGXの推進が欠かせない。そのためには、環境政策の視点に加え、脱炭素の最新動向を踏まえた企業経営への支援や革新的なイノベーションの創出・活用など、産業政策の視点を併せ持った施策を、大企業を含む多様な主体と連携しながら展開していくことが必要である。

また、大企業の知見・リソース等の活用により、中小事業者の支援に繋がる新たな事業領域・分野を創出することで、エネルギー・GX分野のみならず、成長産業への支援や企業間人材交流の後押しなど、多様な領域における社会課題の解決につなげていく。

1 大企業と連携した中小企業・スタートアップの成長促進に向けた人材交流支援事業（計画課）

円滑な企業間人材交流を促進するため、外部への出向による人材育成を希望する大企業と、人材の受入れを希望する中小企業・スタートアップのマッチングや受入れ等をサポートする。



2 金融機関等と連携した海外企業誘致促進事業（計画課）

都内企業との取引拡大など都内産業の振興につなげるため、金融機関等と協定を締結し、海外企業誘致を促進するとともに、海外企業の都への進出費用等への補助を行う。

図表 1-1 金融機関等と連携した海外企業誘致促進事業の補助内容等

区分	補助額・成功報酬額
海外企業への補助金	都内進出に係る経費の3分の2以内（最長令和7年度末までの合計額 上限1億円／社）
金融機関等への成功報酬	支援対象企業の補助対象経費の3%（1件あたり上限2千万円）

3 都内事業者向けH T T実践推進ナビゲーター事業（計画課）

脱炭素化・省エネルギー等の取組に興味のある潜在的関心層を掘り起こし、個々の事業者に適したH T Tの取組を促すため、H T T実践推進ナビゲーターによる都の支援策の周知やセミナーを実施する。

(1) H T T実践推進ナビゲーター

都内事業者への電話やダイレクトメールによる周知を行うことで、脱炭素化・省エネルギー等の取組に興味のある潜在的関心層に対して、アウトリーチ型の掘り起こしを行う。あわせて、当該事業者への訪問を実施し、個々の状況に適した都の支援策の活用につなげていく。

(2) H T T実践推進セミナー

H T T実践推進ナビゲーターによる事業者へのアウトリーチ型の掘り起こしと組み合わせ、より効果的にH T Tの取組を周知するため、脱炭素化やG X等をテーマとした事業者向けセミナーを実施する。

4 H T T推進に向けた普及啓発・機運醸成事業（計画課）

当面の厳しい電力需給を見据え、H T T推進に向けた先進的取組事例の情報発信等を行うことで、事業者等への普及啓発を行う。

(1) H T T推進に向けた事業者の先進的な取組の創出・情報発信

節電・省エネルギーに積極的に取り組む事業者を「H T T取組推進宣言企業」として登録し、特設ウェブサイトやS N Sで登録事業者の取組を発信する。あわせて、登録事業者の先進的な取組について表彰等を行うことで、企業の自主的な取組を後押しし、H T Tに取り組む企業の裾野を広げていく。

(2) イベントを活用したH T T推進に向けた取組のP R

ワイドコラボ協定締結企業等と連携しながら、都内で実施するイベントにH T TのP Rブースを出展し、発電体験コンテンツや節電グッズの展示、チラシ・ノベルティの配布等を通して、H T T推進に向けた取組のP Rを行う。

5 バイオ燃料活用における事業化促進支援事業（計画課）

バイオ燃料の活用を促進するため、商用化・実装化に取り組む事業者に対し、それに係る経費を支援する。

図表 1-2 バイオ燃料活用における事業化促進支援事業の補助内容

募集分野	補助上限額	補助率	補助件数（見込）
バイオ燃料	8,000万円	4／5	1件
混合バイオ燃料	6,000万円	2／3	2件

6 中小企業等における排出量取引創出に向けた社会実装事業（計画課）

中小企業等における脱炭素化の取組を加速させるため、G Xの普及啓発や排出量取引事例を創出する実装事業等を実施する。

7 私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援（計画課）

中小企業等の脱炭素化への取組の推進と脱炭素社会の実現に向けた機運醸成のため、脱炭素化に取り組もうとする中小企業等に対し、私募債の発行に必要な経費の一部を補助し、私募債を活用した資金調達とPRを支援する。

8 中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業（計画課）

特別高圧電力や工業用LPガスを利用する中小企業者等の負担軽減に向けた緊急対策として、国の臨時交付金を活用し、支援金を支給する。

図表 1-3 中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業の支援内容

特別高圧電力		(3) 工業用LPガス
(1) 直接受電	(2) テナント	
500万円／所	10万円／所	10万円／所

第2 省エネルギーの推進

都は、2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、2030年までの行動を加速・強化するため、都内温室効果ガス排出量を2030年までに50%削減(2000年比)する「カーボンハーフ」を目指している。

さらに、世界的なエネルギー危機において、脱炭素化に向けた取組、とりわけ事業活動におけるエネルギーの効率的利用（省エネルギー）が喫緊の課題となっている。

都内には、約63万の中小規模事業所（燃料、熱及び電気の使用量を原油に換算して年間1,500kL未満となる事業所又は事業所内に設置する事務所、営業所等）があり、都における業務・産業部門の約6割のCO₂を排出している。

都は、これら中小規模事業所に対し、省エネルギー診断や省エネルギー研修会、助成事業などを実施し、中小規模事業所の省エネルギー対策を推進している。

中小規模事業所対策の推進（事業者エネルギー推進課）

(1) 中小規模事業所における省エネルギー総合支援事業

都は、中小規模事業所の省エネルギー対策を推進するため、東京における地球温暖化対策の拠点である東京都地球温暖化防止活動推進センターと連携し、個々の事業所の実態に即した無料の「省エネルギー診断」や、対策の基本から実践的な知識を学べる「省エネルギー研修会」のほか、省エネ・再エネ等に係るワンストップ相談窓口、業種別省エネルギー対策推進研修会、地球温暖化対策ビジネス事業者登録紹介制度などの各種支援策を実施している。

また、地球温暖化対策報告書（環境局所管）を提出した中小企業者が、都で指定した機器を導入した場合、法人（個人）事業税の減免を受けられる中小企業者向け省エネ促進税制（主税局所管）において、対象となる照明設備、空調設備、ボイラー設備類、再生可能エネルギー設備の各機器について、メーカー及び機器型番を指定し、ホームページにより対象機器を検索できる仕組みになっている。

(2) 中小テナントビル省エネ促進事業（グリーンリース普及促進事業）

ア グリーンリース普及促進事業

都内のCO₂排出量において相当割合を占める中小テナントビルで省エネを進めるためには、ビルオーナーとテナントが協働し、電気料金等の削減メリットを両者が享受し合うこと等を約束し、設備の省エネ改修等に取り組む「グリーンリース」が有効である。都は、グリーンリースの実例や手順を分かりやすく説明した「グリーンリース実践の手引」を作成し、普及を図っている。

イ 省エネ対策の診断ツールの提供

都は、省エネ改修効果を容易に予測できる「省エネ改修効果診断ツール」をホームページに掲載し提供している。

また、設備の運用方法を改善するチューニングや設備改修時に必要な設備容量とするダ

ウンサイジングによる設備の最適化を促進するため、「設備の最適化のススメ」の冊子や、事業者が容易に実施可能なチューニング対策を発見し、削減効果を算定できる「チューニング対策簡易診断ツール」をホームページに掲載し提供している。

(3) 地域の多様な主体と連携した中小規模事業所省エネ支援事業

中小規模事業所のCO₂削減に向けては、経営改善に向けた取組の中に「経営効率化に繋がる省エネ」を中小企業者等へ提案することが効果的であると考えられる。そのためには、中小企業者等と経営上の接点を多く有する経営支援団体と連携したアプローチを強化することが重要である。

そこで、地域金融機関その他の経営支援団体との連携を強化し、中小企業者等に「省エネが経営効率化にもつながること」への気付きを促すとともに、省エネ対策サポート事業者を通じた省エネコンサルティングを実施することで、具体的な省エネ行動の実践につなげる事業を実施する。あわせて、省エネコンサルティングを受けた中小企業者等が実践する運用改善に要する費用の一部を助成する事業も行う。申請期間は、令和元年度から令和4年度まで（補助期間は令和5年度まで）。

(4) 中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業

都内で中小規模事業所を所有又は使用する中小企業者に対し、換気の確保と、エネルギー消費量及びCO₂排出量の増加抑制を両立できるよう高効率な換気設備と空調設備の導入に対する補助を行う。申請期間は、令和3年度から令和4年度まで（補助期間は令和5年度まで）。

(5) ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業

2050年ゼロエミッション、2030年カーボンハーフの実現に向けて、中小企業等の更なる省エネルギー化を推進するため、省エネ設備の導入及び運用改善の実践に要する経費の一部を助成する。

図表2-1 ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業の補助対象等

補助対象設備	
1 省エネ設備の導入	
高効率空調設備、全熱交換器、LED照明設備、高効率ボイラー、高効率変圧器、断熱窓、高効率コンプレッサ、高効率冷凍冷蔵設備などの省エネ設備	
補助対象者	補助率 ※上限額に応じた要件あり
1 中小企業者等	○省エネ設備の導入及び運用改善の実践に要する経費の3分の2 (上限額2,500万円ほか)
2 上記と共同で事業を実施するリース事業者 又はESCO事業者	※CO ₂ 排出量の削減見込みが50%以上かつエネルギー消費量の削減見込みが50%以上の場合は助成率4分の3(上限額5,000万円)

(6) 環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業

都民の暮らしを支えるエネルギー供給拠点であるガソリンスタンドを環境配慮型のマルチエネルギーステーションへ転換していくため、省エネ設備の導入支援を実施する。

そのため、都内の事業者に専門家を派遣し、省エネ設備等への更新提案などを実施する。あわせて、専門家派遣を受けた事業者を対象に、省エネ設備の導入に対する補助を行う。

図表 2-2 環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業の
補助対象等

補助対象者	補助額	条件
○都内でガソリンスタンドを営む 中小企業者等	○省エネ設備の導入に要 する経費の3分の2 (上限額2,500万円)	○専門家派遣における更新提案 等に基づき、省エネ設備(洗車 機・空調・LED照明等)を導入 すること 等
○上記と共同で事業を実施する リース事業者又はESCO事業者		

第3 再生可能エネルギーの推進

都は、電力の大消費地としての責務を踏まえ、一層の省エネ・節電とともに、化石燃料から再生可能エネルギーを基幹エネルギーとした脱炭素エネルギーへの転換を推進していくことが必須である。

このため、令和12（2030）年に再生可能エネルギーによる電力の利用割合を50%程度まで高めることを目標に掲げ、事業者等の再生可能エネルギーの設備導入と利用の両面での取組を積み重ねながら、令和32（2050）年の「使用エネルギーの100%脱炭素化」を目指していく。

1 再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業（事業者エネルギー推進課）

都外に設置する再生可能エネルギー発電設備からの電力調達に取り組む都内需要家に対し、当該設備の導入に必要な経費の一部を補助する。都外の再生可能エネルギー発電設備の新規導入に資する利用手法の確立を図るとともに、併設する蓄電池も補助対象とすることで、都内の再生可能エネルギー利用拡大を推進していく。

図表3-1 再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
再生可能エネルギーを利用した発電設備	システムの導入に要する経費の2分の1以内（上限額2億円） ※国等補助と併給する場合でも、合算して2分の1以内	・固定価格買取制度において認定を受けない設備であること ・再エネ発電設備設置地域への環境配慮及び関係構築等を行うこと
蓄電池	蓄電池の導入に要する経費の3分の2以内（上限額1億円） ※国等補助と併給する場合でも、合算して3分の2以内	・本事業による電力調達に関する取組の普及啓発に協力すること 等

2 都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業（事業者エネルギー推進課）

（個人、区市町村向け補助は環境局で所管。事業者向け補助は環境局へ執行委任）

都有施設の再エネ電力100%化に向け、島しょ地域の事業所等に対して、太陽光発電設備・蓄電池の導入に係る経費の一部を補助する。

図表 3-2 都有施設の再エネ 100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
島しょ地域の事業所等に設置する太陽光発電設備・蓄電池	システムの導入に要する経費の 4 分の 3 以内（上限額 1 億円）	・系統負荷軽減に資すること ・発電により得られる環境価値を都に帰属すること 等

3 地中熱利用の普及促進（事業者エネルギー推進課）

地中熱は、地中の温度と外気との温度差を空調などの熱源として利用する再生可能エネルギーの一つであり、電力消費量の削減に寄与するとともに、再生可能エネルギーの利用拡大という面からも、導入の意義は大きい。

都内においては、東京スカイツリータウンをはじめ、オフィスビルや学校等に導入されているが、地中熱交換器設置に係るボーリング工事等の導入費用の負担が大きいこと、事業者等の認知度が低いこと等の理由から、十分に普及が進んでいない。

このため、都は、地中熱ポテンシャルマップを作製するなど、地中熱の利用について、普及啓発事業を行ってきた。引き続き普及啓発ツールを活用し、事業者等の認知度向上を図っていく。

4 地産地消型再エネ増強プロジェクト（事業者エネルギー推進課）

（区市町村向け補助は環境局で所管）

平成 24 年度に固定価格買取制度が開始されて以降、太陽光発電設備などを中心に再生可能エネルギーの導入設備容量は年々増加している。一方、系統負荷の軽減や地域防災力の向上などにも資する自家消費型の再生可能エネルギーの導入拡大も重要である。

そこで、平成 28 年度から固定価格買取制度の対象によらない地産地消型の再生可能エネルギー設備を都内に導入する事業者に対し、経費の一部を補助する事業を開始した。令和 2 年度からは自営線等によって、再エネ設備から離れた需要地で消費する事業も対象に加えた新たな事業を開始した。令和 4 年度からは、都内に環境価値を還元することを条件に都外（東京電力管内）へ設置する再エネ発電等設備及び事業者が都内に単独で設置する蓄電池も補助対象に加えるとともに、中小企業等が導入する蓄電池の補助率を拡充し、再生可能エネルギーの導入の後押しとその利用割合を高めていく。

図表 3-3 地産地消型再エネ増強プロジェクトの補助対象等

補助対象機器	条件
・都内及び都外（東京電力管内）に設置する再生可能エネルギーを利用した発電等設備	・固定価格買取制度の対象外の自家消費型の設備であること
・都内に設置する再生可能エネルギーを利用した熱利用設備	・再生可能エネルギー設備、蓄電池の普及啓発に協力すること
・都内に単独で設置する蓄電池	・導入費及び工事に係る資料を提供すること 等

補助対象者	補助率（補助上限額）	
	再エネ発電設備 再エネ熱利用設備	蓄電池
中小企業等 ^{※1}	助成対象経費の 3分の2以内 (上限 1億円)	助成対象経費の4分の3以内 (再エネ発電設備同時設置：上限 1億円 ^{※2}) (蓄電池単独設置：上限 450万円)
その他	助成対象経費の 2分の1以内 (上限 7,500万円)	助成対象経費の2分の1以内 (再エネ発電設備同時設置：上限 7,500万円 ^{※2}) (蓄電池単独設置：上限 300万円)

※1 中小企業、学校法人、公益財團法人、医療法人、社会福祉法人等

※2 同時設置の再エネ発電設備と合わせて

5 島しょ地域における再生可能エネルギーの利用拡大（事業者エネルギー推進課）

島しょ地域は豊かな自然環境を有し、再生可能エネルギーのポテンシャルが大きい地域である一方、電力の多くを重油を燃料とする内燃力（ディーゼル）発電で賄っている。

各島の特性を生かした再生可能エネルギーを活用することにより、内燃力による発電を低減することが可能となることから、割高な化石燃料の使用が抑えられ、気候変動対策にも貢献できる。また、島のエネルギー自給率が高まることで、防災力の向上にもつながる。

具体的な取組として、老朽化が進む八丈島の地熱発電所において、都は八丈町とともに、平成 25 年 1 月から検討委員会を設置し、地熱利用の継続拡大について検討してきた。平成 28 年度は、町が地熱発電事業者を公募選定し、協定書を締結した。平成 29 年度から選定事業者による事業化に向けた本格的な取組を行っている。

6 島しょでの再エネ 100%運用を目指した取組（事業者エネルギー推進課）

ゼロエミッションアイランドの実現に向けた取組の一環として、平成 30 年度から小笠原母島において太陽光発電と蓄電池を組み合わせて 1 年のうち半年程度の電力供給を行う実証事業に向けた調査を実施している。実証後は、太陽光発電による電力供給を継続するとともに、更なる再生可能エネルギーの拡大を目指していく。

7 新エネルギー東京イニシアティブ（事業者エネルギー推進課）

民間事業者と協働して臨海部の中央防波堤内側埋立地に風力発電設備を建設し、新エネルギー

のパイロット事業を実施することにより、都民等への新エネルギーの利用促進と普及啓発を図っている。設備老朽化に伴い、令和5年度中の撤去を予定している。

第4 エネルギーマネジメントの推進

都は、2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う出力変動の増大に備え、エネルギー需給バランスの最適化を目指すエネルギー・マネジメントの取組を推進していく必要がある。

供給面の取組として、再生可能エネルギーを有効活用することにも資するコージェネレーションシステム及び熱電融通インフラの導入支援により、スマートエネルギー・ネットワークの構築を推進する。

需要面の取組として、大規模な調整力として電力の安定供給に貢献する系統用大規模蓄電池の導入支援を行う。さらに、企業による節電マネジメント（デマンドレスポンス）により、需要家（企業等）における電気の需要の最適化を促進する。

1 スマートエネルギー・ネットワーク構築事業（事業者エネルギー推進課）

ゼロエミッション東京の実現に向け、再生可能エネルギーの大量導入を支えるため、再生可能エネルギーの出力変動を補完するコージェネレーションシステム（CGS）等の調整電源の導入及びエネルギー・マネジメントを推進することで、地域の低炭素・快適性・防災力を同時に実現するスマートエネルギー・ネットワークの構築を推し進めることは重要である。そのため、コージェネレーションシステム及び熱電融通インフラ（送電線、熱導管等）の導入経費の一部を補助する。

図表4-1 スマートエネルギー・ネットワーク構築事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
①熱電融通インフラ (送電線、熱導管等)	○再エネ開発を行う場合 ①熱電融通インフラ 2分の1 (上限1億円) ②CGS 2分の1(上限4億円) ○再エネ開発を行わない場合 ①熱電融通インフラ 3分の1 (上限0.8億円) ②CGS 3分の1(上限3億円)	○CGSを設置する建築物及び供給対象建築物においてエネルギー・マネジメントを実施し、デマンドレスポンスの実行を可能にする体制を構築すること
②CGS(熱電融通インフラを整備する場合のみ)		○CGSを設置する建築物又は供給対象建築物に公衆無線LANアクセスサービスの利用が可能な一時滞在施設を確保すること 等

2 南大沢地区における再エネ由来水素を活用したVPPモデル事業

(事業者エネルギー推進課)

再生可能エネルギーやEVの大量導入時を見据え、将来的な地域RE100の実現にも資する需給調整モデル事業として、南大沢地区において、太陽光発電、蓄電池、再エネ由来水素設備、EV等を活用して電力の最適な需給調整を行い、再エネ電力を無駄なく地域で利用する再エネシェアリング推進事業を令和3年度から実施している（事業期間は令和6年度まで）。地域における再エネ利活用の拠点・先行事例の確立及び災害時のレジリエンスを向上するとともに、CO₂フリー水素による電力・熱の最適な運用方法の確立につなげていく。

3 系統用大規模蓄電池導入促進事業（事業者エネルギー推進課）

令和4年度より、電力の需給バランス調整を行う事業者に対して、東京電力管内の電力系統に直接接続する大規模蓄電池の導入に必要な経費の一部に助成を実施している。大規模な調整力として電力の安定供給に貢献するとともに、電力市場を通じて調整力を供出することで、需要最適化の取組を後押しする。

図表 4-2 系統用大規模蓄電池導入促進事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
東京電力管内の電力系統に直接接続する1,000kW以上の蓄電システム	助成対象経費の5分の4以内 (上限25億円) ※国等補助と併給する場合でも、合計5分の4以内	都の要請に応じて、電力需給ひつ迫時における東京電力管内への電気の供給に努めること等

4 企業の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業

(事業者エネルギー推進課)

電気利用の効率化とその定着を図るため、事業所全体の節電をマネジメントできる仕組みの導入支援を目的とし、電力需給ひつ迫時等において、高圧又は特別高圧を受電している都内の事業所が小売電気事業者等からの節電要請に基づき一定程度の節電を実施した場合に、小売電気事業者等を通じてインセンティブを付与する取組及びそのシステム構築等に対する経費について補助を実施する。

また、より効果的な節電を実施するため、小売電気事業者等が、高圧又は特別高圧を受電している都内の事業所に対してエネルギー・マネジメントシステムを導入する場合に必要な経費に対して補助を実施する。

図表 4-3 企業の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業の補助対象等

区分	補助対象経費・補助額	条件
節電行動に資する デマンドレスポンス（D R）	<ul style="list-style-type: none"> ・インセンティブ付与 10 分の 10 (上限年間 20 万円) ・D R 用システム構築等経費 10 分の 10 (上限 2,500 万円) ・D R 用システム保守等経費 2 分の 1 (上限 3,600 万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○節電要請を行い事業所の電力使用量を一定割合削減すること ○都が提供するH T T の取組や補助金に関する情報などを指定回数提供すること等
エネルギー マネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー マネジメントシステム導入に要する経費 5 分の 4 (上限 80 万円／事業所) 	

5 蓄熱槽を活用した節電マネジメント（デマンドレスポンス）の社会実装事業 (事業者エネルギー推進課)

空調システムに使用される蓄熱槽はデマンドレスポンスのリソースとして有効であるが、現状ではポテンシャルを活用しきっていない。そこで、蓄熱の利用による電力負荷平準化等を図るため、小売電気事業者と協定を締結し、ビルなどに設置されている蓄熱槽を活用した節電マネジメント（デマンドレスponses）の社会実装に向けた取組を令和 4 年度より実施している（事業期間は令和 5 年度まで）。

第5 水素・新エネルギーの推進

水素は、利用の段階でCO₂を排出しないなど多くの優れた特徴を有しているほか、大規模・長期間のエネルギー貯蔵が可能であり、再生可能エネルギー由来電力が大量導入された際の調整力として有望である。また、昨今の国際情勢や自然災害などによりエネルギーの安定供給が危ぶまれる中、水素は、多様な資源からの製造が可能なことから、調達先を多様化することができ、エネルギーの安全保障やレジリエンスの向上にも寄与する。

水素は産業のすそ野が広く、運輸・発電・熱利用等幅広い分野での活用が期待されることから、水素エネルギー技術の一層の社会実装化を進め、更なる需要拡大を目指す必要がある。

しかし、社会実装化に当たっては、インフラ整備などのコスト面、法規制などの制度面、サプライチェーンの構築、都民の理解促進など様々な課題がある。

都は、東京都環境基本計画で、令和12（2030）年までの水素エネルギーの普及拡大に関する政策目標を設定している。

政策目標

水素ステーションの整備※	
目標	2030年：150か所
燃料電池自動車・バスの普及※	
目標	【燃料電池自動車】 2030年：都内で新車販売される乗用車100%非ガソリン化 【燃料電池バス】 2030年：ゼロエミッションバスの導入300台以上
業務・産業用燃料電池の普及	
目標	【業務・産業用燃料電池】 2030年：3万kW

※水素ステーションの整備及び燃料電池自動車・バスの普及については、第6 ZEVの普及促進に掲載

「ゼロエミッション東京戦略（令和元年12月）」等では、再生可能エネルギーの大量導入を支える再エネ由来のCO₂フリー水素（グリーン水素）の本格活用を脱炭素社会実現の柱と位置付けている。

国に対しては、大規模水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組及び技術開発支援、水素ステーションの整備促進に向けた更なる規制緩和及びグリーン水素の環境価値評価の確立のほか、民間事業者が長期的視点を持って事業展開ができるよう複数年にまたがる長期的かつ柔軟な財政支援等を強く要望している。

令和4（2022）年3月には「東京水素ビジョン」を策定し、2050年の目指す姿（ビジョン）とマイルストーンとなる2030年に向けた水素施策展開について、取組の方向性を紹介した。

令和4（2022）年8月から5回にわたり、国際的な水素サプライチェーン構築やグリーン水素等の普及について先進的な取組を行う企業や自治体と意見交換等を実施する「東京グリーン水素ラウンドテーブル」を開催し、企業との連携を強化して、水素の更なる社会実装やサプライチェーン

構築に向けて取り組んでいくこととした。

図表5-1 色で表現される水素

グリーン水素（再エネ由来水素）	再エネ由来の電力を利用して水を電気分解して生成される水素
ブルー水素	化石燃料を原料とするが、製造過程で発生するCO ₂ を回収・貯留することで大気中にCO ₂ を放出しない水素
グレー水素	天然ガスや石油などの化石燃料を原料として製造される水素

加えて、脱炭素社会に向け、水素を含む新エネルギーの開発・利活用に係る取組の支援を強力に進める必要から、新エネルギー等の開発・普及を早期に促進するための支援策も開始している。

1 再生可能エネルギー由来水素利活用促進事業（新エネルギー推進課）

(1) 再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業

（区市町村向け補助は環境局で所管）

脱炭素社会実現の柱となる再生可能エネルギー由来水素の活用を促進するため、事業者による設備の導入を促進する。

図表5-2 再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
再生可能エネルギー由来水素活用設備	設備設置に要する経費の2分の1 (水素製造能力5Nm ³ /時間超 上限額 3億7,000万円 水素製造能力5Nm ³ /時間以下 上限額 1億円)	設置した設備を活用し、再生可能エネルギー由来水素に関する普及啓発を実施すること 等
純水素型燃料電池	3分の2 *定格発電出力 (3.5kW超 * 上限額 8,700万円 3.5kW以下 * 上限額 1,600万円)	
水素燃料ボイラー	3分の2 *相当蒸発量 (1,000kg/時間超 * 上限額 4,500万円 1,000kg/時間以下 * 上限額 3,500万円)	

※ 国補助併給時には、国補助を控除

(2) 福島県産CO₂フリー水素の利用

東京都、福島県、国立研究開発法人産業技術総合研究所及び公益財団法人東京都環境公社の四者で締結した協定（平成28年5月）に基づき、CO₂フリー水素の活用等に関する専門的知見の共有等に取り組んでいる。

また、環境イベントなどにおいて、福島県の水素・再生可能エネルギー施策や技術開発、東京都の水素社会の実現に向けた取組等を相互に紹介するなど、連携を図っている。

2 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（新エネルギー推進課）

（区市町村向け補助は環境局で所管）

事業所等における低炭素化とレジリエンス機能向上を図るため、業務・産業用燃料電池を導入する事業者に対して、設置に対する補助を行う。

図表5-3 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
業務・産業用 燃料電池	3分の2 *定格発電出力 (5kW超* 上限額3億3,300万円 1.5kW超～5kW以下* 上限額1,300万円)	設置した設備を活用し、水素エネルギーに関する普及啓発を実施すること 等

※ 国補助併給時には、国補助を控除

3 水素社会実現に向けた普及促進（新エネルギー推進課）

水素エネルギーの普及に当たっては、水素を利用する意義や安全性などに関する都民の理解を深めていくことが重要であることから、イベントやシンポジウムの開催、パンフレット作成等を行っている。

また、水素エネルギーの情報発信拠点である水素情報館「東京スイソミル」（平成28年7月潮見水素ステーションの隣接地にオープン）を活用した普及啓発を行っているほか、イベントやセミナーの開催、専用ホームページの開設により情報発信を行っている。

東京2020大会では、聖火台及び聖火リレートーチに大会史上初めて水素を活用するとともに、選手村内のリラクゼーションハウスや居住棟の一部でも同様に活用した。これらには、福島県において再エネを用いて製造された水素も活用した。

令和4年10月には、水素エネルギーの普及に先進的に取り組む国や州、企業等の代表が参加する「TIME TO ACT：水素フォーラム2022」を環境局と連携して開催し、世界におけるグリーン水素の普及を目指して知見を共有するとともに、具体的な気候危機行動を呼びかけた。令和5年度は、グリーン水素や国際サプライチェーンの構築等について先進的な取組を行う都市・企業等との連携を強化し、海外の事例や動向を踏まえた都施策の立案や情報発信を実施する等、東京における水素の社会実装化の取組を加速するため、水素エネルギーをテーマとした国際会議を開催する。

4 企業・団体との連携による水素エネルギー促進事業（新エネルギー推進課）

平成26年度には「水素社会の実現に向けた東京戦略会議」を設置し、水素社会の実現に向け、水素エネルギーの利活用の可能性、課題等について産学官が一堂に会して議論し、水素エネルギーの普及に向けた戦略の共有及び機運の醸成を図ってきた。

平成27年度からは、「水素社会の実現に向けた東京推進会議」において、戦略目標の実現に向けた具体的な取組等を議論した。

平成29年度からは、水素エネルギーの普及に向け、官民一体によるムーブメントを醸成すべく、民間企業や都内自治体等の100以上の団体と共に「Tokyoスイソ推進チーム」を組織し、先

進事例の共有を行っている。

令和元年度からは、イベントにおいて水素エネルギーを活用したライトアップを実施するなど、目に見えない水素を「見える化」し、官民一体となって普及を促進した。

令和2年12月には、東京から世界に向けた水素の普及拡大につなげていくため、企業と連携した「東京水素イニシアティブ」（オンライン会議）を開催し、国内外で水素ビジネスを展開する企業に対し、東京及び首都圏での水素利用の一層の拡大を呼びかけた。

5 水素社会実現に向けたNEDOとの連携事業（新エネルギー推進課）

令和2年1月、東京都と国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）との間で、水素エネルギーの普及促進に関する包括的な協定を締結した。この協定に基づき、都施策に対する技術的知見の提供や、高校生向け環境学習講座の共同開催等のより効果的な情報発信・普及啓発などで連携を図っている。

6 水素社会実現に向けた燃料電池ごみ収集車運用事業（新エネルギー推進課）

排気ガス・騒音を改善するとともに、地球温暖化の抑制を図るため、多摩市及び学校法人早稲田大学と連携し、燃料電池ごみ収集車を令和5年5月から多摩市内で試験運用し、これを踏まえて普及を促進する。令和元年度から令和3年度までは大学提案事業として、令和3年度には港区で試験走行を実施した。

7 グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業（新エネルギー推進課）

都内設置に適した形でグリーン水素の製造から利用まで設備をパッケージ化したモデルプランを水素設備製造メーカー等から公募し、当該モデルプランを導入する事業者に対し支援を実施する。

図表5-4 グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業の補助対象等

補助対象	補助率	補助上限額	備考
ワンパッケージ	10分の10	2億5,300万円	水素の製造から利用までがパッケージ化されたもの
ワンパッケージ以外		1億7,700万円	
再エネ電力設備		5,400万円	水素の製造能力に応じた規模に対し補助

※ 国補助併給時には、国補助を控除

8 グリーン水素の活用事業（新エネルギー推進課）

グリーン水素の活用促進等に関し連携することを目的として、令和4年10月に「グリーン水素の活用促進に関する基本合意書」を山梨県と締結した。これを踏まえ、都内施設に純水素型燃料電池を設置し、山梨県産グリーン水素を供給、当該施設の電力の一部に活用するとともに、施設来場者等へのグリーン水素活用のPRを実施する。令和5年5月より東京国際展示場に設置した純水素型燃料電池において山梨県産グリーン水素を利用している。

9 グリーン水素の製造・利活用事業（新エネルギー推進課）

都がグリーン水素製造・利活用のモデルを示しグリーン水素の普及拡大を推進するため、都内地におけるグリーン水素製造設備の設置に向けた設計等を実施する。

10 中央防波堤におけるグリーン水素の製造・利活用事業（新エネルギー推進課）

中央防波堤に太陽光発電設備及び水素製造設備を整備し、太陽光発電による電力を活用してグリーン水素を製造する。実施に当たっては、東京ベイeSGプロジェクト（所管：政策企画局）と連携していく。

11 グリーン水素の環境価値評価・活用促進事業（新エネルギー推進課）

コストが高いグリーン水素の活用促進に向け、グリーン水素の環境価値を評価する制度を創設する。事業者がグリーン水素を積極的に製造・利用するインセンティブを強化することで、都内におけるグリーン水素の活用等を促進していく。

12 パイプラインを含めた水素供給体制構築事業（新エネルギー推進課）

今後海外からの水素を受け入れる場合のパイプラインなどのサプライチェーンに関する調査のほか、羽田エリアでの水素活用イベントを実施する。令和5年6月には、川崎臨海部での水素の受入を想定し、空港臨海エリアにおける水素等のパイプラインを含めた供給体制の構築や水素等の需要の拡大等に向けて連携するため、川崎市・大田区・東京都の三者で連携協定を締結した。

13 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業（新エネルギー推進課）

2030年のカーボンハーフや2050年のゼロエミッション東京の実現に寄与するため、新エネルギーの技術開発及び新エネルギーの利活用・普及に資する製品・サービスの調査研究、技術開発、実証、実装化までの各段階の取組に対して、必要な経費を支援する。

図表 5-5 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業の補助内容等

補助対象	補助額等	条件
新エネルギー推進の技術開発等に必要な経費	補助限度額 30億円 ※申請時点で10億円を下回る事業は対象外 補助率 3分の2以内	○申請事業を主体的に取り組む都内大企業を代表とする2者以上のグループ（都内中小企業1者以上含む。）が実施すること ○実証実験場所は原則都内とすること 等

第6 ZEVの普及促進

ゼロエミッション東京の実現に向け、自動車についても、走行時に CO₂を排出しないゼロエミッションビークル（以下「ZEV」という。）の普及が重要である。平成30年5月に開催した国際会議「きれいな空と都市 東京フォーラム」において知事は、令和12（2030）年の都内の乗用車新車販売に占めるZEVの割合を50%まで高めるとの目標を掲げた。

さらに都は、令和元年12月の「ゼロエミッション東京戦略」及びその個別プログラムである「ZEV普及プログラム」において、上記の目標に加えて、令和12（2030）年までに小型路線バスの新車販売原則ZEV化、ゼロエミッションバスの導入300台以上、公用急速充電器1,000基、水素ステーションの整備150か所とする目標を掲げ、続いて令和3年3月の「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」においては、都内で新車販売される乗用車を令和12（2030）年までに、二輪車を令和17（2035）年までに100%非ガソリン化する目標を掲げた。

これらの目標の達成に向け、ZEVの普及を加速させるため、事業者の取組を支援する施策等を進めていく。

1 ZEV等普及促進事業（事業者エネルギー推進課・新エネルギー推進課）

（1）ZEV普及促進事業

（個人、区市町村向け補助は環境局で所管）

ア 電気自動車・電動バイク等の普及促進

都内に事業所等を有する事業者に対して、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、外部給電器及び電動バイクの購入補助を行う。

ZEVラインナップを充実させるため、ZEV等の一定の販売実績のあるメーカーの車両に対し上乗せ補助を行う仕組みを令和5年度から開始した。

図表6-1 電気自動車・電動バイク等の普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
電気自動車	<p>①基本補助額 給電機能 有 37万5千円 給電機能 無 27万5千円</p> <p>②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大10万円</p> <p>③再エネ電力導入による上乗せ補助額 再エネ100%電力メニューの契約時 12万5千円 又は 太陽光発電システム設置時 25万円</p>	補助対象自動車の使用の本拠が都内にあること等

	④高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）については、①～③の合計額に 0.8 を乗じた額	
プラグインハイブリッド自動車	①基本補助額 給電機能 有 30 万円 給電機能 無 20 万円	
	②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大 10 万円	
	③再エネ電力導入による上乗せ補助額 10 万円	
	④高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）については、①～③の合計額に 0.8 を乗じた額	
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用外部給電器	購入額の 2 分の 1 （上限額 40 万円）	
電動バイク	ガソリン車両との価格差から国の補助金を除いた額（上限額：車種により 18 万円又は 48 万円）	

イ 燃料電池自動車等の普及促進

都内に事業所等を有する事業者に対して、燃料電池自動車及び外部給電器の購入補助を行う。

図表 6-2 燃料電池自動車等の普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池自動車	①基本補助額 給電機能 有 110 万円 給電機能 無 100 万円	補助対象自動車の使用の本拠が都内にあること等
	②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大 10 万円	
	③再エネ電力導入による上乗せ補助額 25 万円	
	④高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）については、①～③の合計額に 0.8 を乗じた額	
燃料電池自動車用外部給電器	購入額の 2 分の 1 （上限額 40 万円）	燃料電池自動車の所有者であり、主に都内で使用されること 等

(2) 燃料電池バス導入促進事業

バス事業者等に対して、燃料電池バスの購入費の補助を行う。

図表 6-3 燃料電池バス導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池バス	助成対象経費の3分の2の額から 2,000万円を差し引いた額（国補助等を併用する場合） （上限額 5,000万円） 【導入台数に応じた補助】 導入台数に応じて上乗せ（上限額 2,000万円） 【水素ステーション整備と連動した補助】 新たに導入する燃料電池バスの自己負担分が概ねゼロになるよう上乗せ（上限額 2,000万円）	使用の本拠が都内にあること等 【導入台数に応じた補助】 5年度以内に、燃料電池バスを5台以上純増させる計画書の提出 【水素ステーション整備と連動した補助】 都内の自らの営業所等に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合

(3) EVバス・EVトラック導入促進事業

バス又はトラックを事業用に供する者に対して、EVバス、PHEVバス、EVトラック及びPHEVトラックの購入補助を行う。

図表 6-4 EVバス・EVトラック導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
EVバス、PHEVバス、EVトラック、PHEVトラック	同等燃費水準車（ディーゼル車）の車両価格との差額 （上限額：2,300万円）	使用の本拠が都内にあること等

(4) ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業

島しょ地域（都と協定を締結した町村に限る。）において、災害時の給電等に可能な限り協力する事業者・個人・町村に対して、ZEV中古車の購入補助を行う。

図表 6-5 ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
ZEV中古車	上限額 30万円	使用の本拠が都と協定を締結した町村内にあること等

(5) カーシェア・レンタカー等ZEV化促進事業

カーシェアリング事業者やレンタカー事業者等に対して、事業等に供する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車の購入補助を行う。

図表 6-6 カーシェア・レンタカー等ZEV化促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	①基本補助額 給電機能 有 75万円 給電機能 無 65万円 ②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大 10万円 ③高額車両における補助額 高額車両（税抜 840万円以上）については、①及び②の合計額に0.8を乗じた額	使用の本拠が都内にあり、カーシェアリング又はレンタカー事業用車両であること等
燃料電池自動車	①基本補助額 給電機能 有 200万円 給電機能 無 190万円 ②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大 10万円 ③高額車両における補助額 高額車両（税抜 840万円以上）については、①及び②の合計額に0.8を乗じた額	

(6) EVバイク等利活用促進事業

EVバイクの新たな利活用を促進する先駆的取組を公募し、需給両面からバイクの非ガソリン化に向けた取組を共同で実施する。

(7) ZEVトラック早期実装化事業

商用燃料電池モビリティの実装化に向け、燃料電池トラックを導入する事業者等に対して、補助を行う。

図表 6-7 ZEV トラック早期実装化事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池トラック	助成対象経費から燃料電池トラック車両本体価格に3分の2をかけた額及び助成対象トラックと積載量、全長等の仕様が同等であるディーゼルトラックの車両本体価格を差し引いた額 上限額：1,300万円	使用の本拠が都内にあること等

(8) 燃料電池フォークリフト実装支援事業

業務産業用車両のゼロエミッション化を後押しするため、事業者と連携して燃料電池フォークリフト（以下「F C F L」という。）の実装化を促進するため、F C F Lを導入する事業者等に対して、補助を行う。また、F C F Lを物流業界へ加速度的に普及促進するため、将来的に導入を検討している事業者等を募集し、都内物流施設等において、都の負担により無償（上限あり）で一定期間トライアル利用することで、車両性能の体験、導入効果の検証等を実施する機会を提供する。

図表 6-8 燃料電池フォークリフト実装支援事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池フォークリフト	助成対象経費から基準額を差し引いた額の2分の1又は基準額及び国等の補助金を差し引いた額 上限額：700万円	使用の本拠が都内にあること 等

(9) Z E Vごみ収集車実装支援事業

商用燃料電池モビリティの実装化に向け、燃料電池ごみ収集車の導入を検討する区市町村と連携し、車両の導入に向けた支援や車両の貸与等を行う。

2 充電設備普及促進事業（事業者エネルギー推進課）

（住宅、区市町村向け補助は環境局所管）

充電設備の所有者に対して、都内に設置する充電設備の設置及び運営に係る経費の補助を行う。

図表 6-9 充電設備普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
非公用用充電（事務所・工場等）、公用用充電（商業施設・宿泊施設等）	【設備購入費】 国の補助金交付額と合わせて10分の10（機器によって上限額あり。一部都単独で10分の10） 【工事費】 設置工事費から国補助額を除いた額 上限額： 普通充電設備（充電用コンセント以外） 81万円（1基目）、40万円（2基目以降） 充電用コンセント 60万円（1基目）、30万円（2基目以降） 機械式駐車場 171万（1基目）、86万（2基目以降） 急速充電設備 合計出力1kW当たり 6万円を乗じた額または1基あたり 309万円のいずれか低い方 超急速充電設備 1600万円	都内に設置され、国の補助事業の対象となっている機器を導入すること 等

<p>【受変電設備改修費】 新設する充電器の合計出力が 50kW 以上になる場合 受変電設備における設備購入費及び設置工事費 (上限額 : 435 万円)</p> <p>【運営費(公共用超急速・急速充電設備のみが対象。超急速充電設備は設置から 5 年間、急速充電設備は設置から 3 年間が対象)】</p> <p>維持管理費 : 上限額 40 万円／年 電気基本料金 : 上限額 60 万円／年(急速)、 310 万円／年(超急速)</p>	
--	--

3 ビル等への充放電設備(V 2 B)導入促進事業 (事業者エネルギー推進課)

充放電設備の所有者に対して、電力ひっ迫時や非常時に備えるため、ZEV から建物に放電しピークカットを行うこともできる充放電設備の設置及び運営に係る経費の補助を行う。

図表 6-10 ビル等への充放電設備(V 2 B)導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
ビル等への充放電設備 (V 2 B) 及びエネルギーマネジメントシステム	<p>【設備購入費】 設備購入費から国の補助金交付額を除いた額※ 上限額 : 250 万円 (V 2 B) 30 万円 (エネルギーマネジメントシステム)</p> <p>【工事費】 設置工事費から国補助額を除いた額※ 上限額 : 125 万円</p> <p>【補助率】 V 2 B 導入基数 1 基 : 補助率 2 分の 1 V 2 B 導入基数 2 基 : 補助率 4 分の 3 V 2 B 導入基数 3 基以上 : 補助率 10 分の 10</p>	都内に設置されること 等

※設置基数により、上限額は異なる。

4 水素ステーション設備等導入促進事業 (新エネルギー推進課)

水素ステーションの整備又は運営をする事業者に対して、水素ステーションの整備費及び運営費の補助を行う。

図表 6-11 水素ステーション設備等導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
整備費	<p>【大規模 ST 整備】 国と都の補助を合わせて全額補助 (国と都補助を合わせた上限額 10 億円)</p> <p>【大規模以外の ST 整備】 国と都の補助を合わせて整備費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (モデルケース: オフサイト液水 1 レーンの場合 都補助上限額 1 億 7,400 万円、中小企業の都補助上限額 2 億 9,000 万円) (50N m³/h 未満の小型ステーションを含む。)</p> <p>【増設・改修】 燃料電池バス・トラック対応に必要な費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (上限額 4 億円)</p> <p>【障壁】 整備費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (上限額 3,000 万円)</p> <p>【次世代キャノピー】 整備費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (上限額 1 億円)</p> <p>【既存設備等の撤去・移設】 整備費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (上限額 3,000 万円) (バス・トラック対応に必要な増設・改修時を含む。)</p> <p>【土地の造成】 造成費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (上限額 2 億円)</p> <p>【水素 ST 併設・転換に伴う損失支援】 全額補助 (上限額 500 万円) (バス・トラック対応に必要な増設・改修時を含む。)</p> <p>【FCV 以外 (FL・船等) 用 ST 整備】 整備費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (上限額 3 億円)</p> <p>【ST 空白地における建築工事費等】 整備費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (上限額 1 億円)</p>	都内に設置されていること等
運営費	<p>【土地賃借料 (令和 3 年度以前整備)】 土地賃借料の 4 分の 1</p> <p>【土地賃借料 (令和 4 年度以降整備)】 土地賃借料の 5 分の 4 (中小企業は全額補助)</p>	

	<p>ステーション運営費 乗用車用の場合</p> <table> <tbody> <tr><td>大企業</td><td>上限額 500 万円／年</td></tr> <tr><td>中小企業</td><td>上限額 1,000 万円／年</td></tr> </tbody> </table> <p>燃料電池バス対応で 1 系統設備の場合</p> <table> <tbody> <tr><td>大企業</td><td>上限額 1,000 万円／年</td></tr> <tr><td>中小企業</td><td>上限額 2,000 万円／年</td></tr> </tbody> </table> <p>燃料電池バス対応で 2 系統設備の場合</p> <table> <tbody> <tr><td>大企業</td><td>上限額 2,000 万円／年</td></tr> <tr><td>中小企業</td><td>上限額 4,000 万円／年</td></tr> </tbody> </table>	大企業	上限額 500 万円／年	中小企業	上限額 1,000 万円／年	大企業	上限額 1,000 万円／年	中小企業	上限額 2,000 万円／年	大企業	上限額 2,000 万円／年	中小企業	上限額 4,000 万円／年	
大企業	上限額 500 万円／年													
中小企業	上限額 1,000 万円／年													
大企業	上限額 1,000 万円／年													
中小企業	上限額 2,000 万円／年													
大企業	上限額 2,000 万円／年													
中小企業	上限額 4,000 万円／年													
水素燃料費	水素と軽油の燃料価格差													

5 空白地解消に向けた水素ステーション整備事業（新エネルギー推進課）

平成 28 年 3 月に、江東区潮見の公益財団法人東京都環境公社の用地を活用して、民間事業者が商用水素ステーションを開設した。

また、令和 2 年 2 月に都有地としては初めて、下水道局が所管する葛西水再生センターの敷地の一部を活用して、民間事業者が燃料電池バス対応水素ステーションを開設した。

令和 4 年 10 月より、都有地に西新宿水素ステーション運営サイトを開設し、移動式水素ステーションによる充てんや普及啓発事業を実施している。

6 中小ガソリンスタンドへの水素ステーション導入に向けた支援事業

（新エネルギー推進課）

中小ガソリンスタンド事業者等に対し、水素ステーション導入に関する相談窓口の開設や講習会等の実施により、水素ステーション運営参入への支援を行っている。

また、既存ガソリンスタンド等に水素ステーションの併設や急速充電器等の設置、ZEV レンタカー・カーシェアの導入を図るなど、環境配慮型のマルチエネルギー化に向けた支援を行っている。

7 ZEV 普及に向けたキャンペーンの展開（計画課）

ZEV の普及を飛躍的に進めるためには、ZEV に対する都民の関心を高めることが重要となるため、集客力のある大規模イベントを活用した ZEV の普及啓発を行う。